

袋井市環境基本計画を

「人と自然にやさしい環境を創り守り育てるまちふくろい」の実現に向けて

策定しました

市では、今年3月、平成21年度から10年間の環境政策の指針となる「袋井市環境基本計画」を策定しました。

計画の概要を紹介します。
 環境政策課環境企画係
 ☎ 44-33135

1 計画の基本的事項

計画策定の背景と目的

環境基本計画は、平成18年に制定された「袋井市まちを美しくする条例」に示される基本理念の実現を目指して策定したものです。

市の目指す望ましい環境像の実現を図るため、市や市民、事業者などがそれぞれ協働し、総合的・計画的に環境施策を進めていくことを目的として策定します。

計画の位置づけ

本計画は、「まちを美しくする条例」に基づく計画として、総合計画を環境面から補完。また、他の環境に関する個別計画との整合を図るとともに、国や県の環境基本計画に沿った計画として位置付けられます。

2 望ましい環境像など

望ましい環境像とその基本理念、基本目標を次のとおり設定し、良好な環境づくりを進めていきます。

【望ましい環境像】

人と自然にやさしい環境を創り守り育てるまちふくろい

【基本理念】

・良好な環境は、市民全体の共有財産であり、この環境を守り、将来の世代に引き継いでいかなければならない。

・良好な環境を将来の世代に引き継ぐために、市、市民及び事業者がそれぞれの役割分担の下に環境の保全及び創造に関する行動に自主的かつ積極的に取り組まなければならない。

【基本目標】

- ・自然環境の保全
- ・生活環境の保全・改善
- ・快適な環境の創造
- ・循環型社会の構築
- ・地球環境の保全
- ・環境保全意識の高揚

3 5つの重点プロジェクト

具体的な行動計画として重要度が高く、特に推進すべきことを「重点プロジェクト」として位置付け、優先的に取り組みます。

① 「つながり」推進プロジェクト

環境アドバイザー制度の導入や環境教育モデル校・環境活動モデル地区の設置を行うとともに、環境保全基金を設置・運用しながら、市、市民、事業者のつながりや協働・連携の基盤を強化します。



② 豊かな水・緑の保全プロジェクト

ふるおいとやすらぎの空間づくり、郷土愛の醸成のため、里山や河川水辺、田園、海岸など、身近な生活の場で自然の恵みを体験・学習し、ふるさとへの愛着心を育みます。



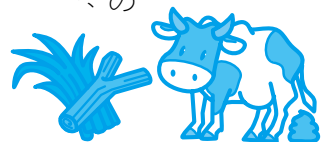
③ 「もつたない精神」推進プロジェクト

循環型社会構築のため、ごみダイエット大作戦やごみの分別、マイバック・マイ箸・マイボトル運動を展開して「もつたない精神」の浸透を図ります。



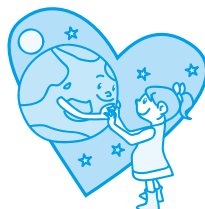
④ バイオマス利活用推進プロジェクト

市バイオマスタウン構想を基に、バイオマス資源有効利用の可能性を最大限に探り、生かしていきます。



⑤ 地球への「思いやり」プロジェクト

家庭や学校、地域、事務所などが一体となり、ライフスタイルや活動を見直すことで、省エネによる低炭素社会の実現と地球温暖化防止を推進します。



4 計画の進行管理

計画の進捗状況は、年次報告書などにより公表します。
 また、計画・実行・点検・改善の進行管理を毎年度行うとともに、環境対策委員会や(仮称)環境代表者会議の提言などを取り入れ、継続的に改善を行います。

◇環境基本計画の詳細は、市役所2階情報公開コーナーや市ホームページ(<http://www.city.fukuroi.shizuoka.jp/>)をご覧くださいませ。

ふくろいの風景づくり計画 (袋井市景観形成ガイドプラン)を 策定しました



市では、袋井市らしい個性豊かなまちの景観を守り育てることを目的に、「ふくろいの景観づくり計画」を策定しました。

計画の概要を紹介します。

☎都市計画課計画係 ☎44-3122

■ 基本となる理念・目標・方針

基本理念

- ・袋井固有の郷土景観の保全
- ・袋井らしい個性と魅力ある都市景観の創出
- ・景観改善による快適な生活環境の創出
- ・市民の郷土への誇りの醸成
- ・長期的視点による景観づくりへの取り組み

基本目標

「緑と水と歴史とまち並みが調和する
美しい健康文化都市 ふくろい」

基本方針

- ・美しい自然景観や田園風景を保全・活用する。
- ・歴史的・文化的な景観を保全活用する。
- ・魅力ある街並み景観を保全する。
- ・自然景観やまち並みと調和する都市施設景観を創出する。
- ・市民がいきいきと住み続けられる景観を演出する。



■ 景観形成の規制・導入

良好な景観形成のため、市全域を対象に、高さ・色彩の制限や届出行為の対象を次のとおり定めます。

高さ制限

- ・市内全域について、大規模建築物及び工作物の高さの限度を20mとします。

※市都市計画マスタープランで定める中心核(袋井北四町を除く)や小笠山総合運動公園区域、商業地域、工業専用地域、公共事業に伴う施設で市長が認める場合は、制限の対象とはなりません。



色彩制限

- ・自然景観や田園景観と調和した色彩から構成されるまち並を形成するよう誘導します。

- ・色相ごとに明度や再度の許容範囲を示し、範囲外の色の使用を規制します。



※表面を着色していないなど、素材本来が持つ色彩の場合や見付面積の10分の1未満の範囲の場合は、制度の対象とはなりません。

届出の対象となる行為

- ①建築物及び工作物の新築、増築、改築で、高さが15mを超えるものまたは、敷地面積が1,000㎡以上のもの
- ②外観の色彩の変更は、①の要件に加え、かつ外観の変更に伴う見付面積が2分の1以上のもの

◇ふくろいの風景づくり計画の詳細は、市役所2階情報公開コーナーや市ホームページ(<http://www.city.fukuroi.shizuoka.jp/>)でご覧いただけます。

パブリックコメント・ご意見をお寄せください

袋井市景観条例(案)についてのご意見・ご提案を募集します

◇市では、ふくろいの景観づくり計画に基づき、市民と企業と市が協働により「緑と水と歴史とまち並みが調和する美しい健康文化都市ふくろい」を創っていくことを目的に「袋井市景観条例」を策定します。

◇袋井市景観条例(案)について、皆様のご意見をお聞かせください。

資料閲覧方法 「袋井市景観条例(案)」の詳細は、市役所2階情報公開コーナー、支所1階ロビー、月見の里学遊館1階市民サロン、市ホームページ(<http://www.city.fukuroi.shizuoka.jp/>)でご覧になれます。

意見を提出できる方 市内在住・在勤・在学の方または、市内の企業・団体

意見提出方法 ①件名「袋井市景観条例(案)について」②住所③氏名④電話番号⑤意見を記入し、郵送または、ファクス、Eメールで提出してください(様式は問いません)。直接、都市計画課計画係へ提出することもできます。

※電話でのご意見は受け付けません。必ず文書で提出してください。また、個別回答は行いませんので、ご了承ください。意見を公表する場合、氏名や住所などは公表しません。

意見募集締切 6月1日(月)必着

☎都市計画課計画係 ☎44-3122 FAX44-3145 toshikei@city.fukuroi.shizuoka.jp 〒437-8666 袋井市役所